

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍

——丹後国浅茂川商人山中九兵衛家の場合——

足立政男

はしがき

一、浅茂川村の歴史地理的環境と山中家

二、廻船問屋経営による蓄積と活躍

三、商業経営による蓄積と活躍

(イ) 船舶利用の商業経営による蓄積

(ロ) 糸・縮緬問屋経営による蓄積

(ハ) 染問屋悉皆業経営による蓄積

(ニ) 木綿問屋その他の経営による蓄積

四、利貸金融による蓄積と活躍

(イ) 庶民貸の場合

(ロ) 農民に対する貸付と支配

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍(足立)

- (二) 漁民に対する貸付と支配
- (三) 縮緬の機屋及び地方商人に対する貸付と支配
- (四) 村貸の場合
- (イ) 藩貸と宮津藩御用開次としての九兵衛
- 五、頼母子講における蓄積と活躍
- (イ) 民間頼母子講への参加と致富
- (ロ) 村落講への参加と致富
- (ハ) 宮津藩の頼母子講への参加

六、むすび

は し が き

徳川封建社会の自然経済を破つて成長する商品貨幣経済は窮極的には農村工業を形成して資本主義社会への移行を準備する。いわゆる農民的商品経済の発展に対応して都市手工業をおびやかしながらいたるところに勃興する農民工業の小経営である。しかしながらその多くは問屋制家内工業的生産であつて、それは農業経営の余閑を利用したもので、農業による生計の不足を補うところのものであつた。

殊に幕末に至つて自営農民としての土地所有の成長よりもむしろ寄生地主的土地所有への発展が一般化し、その収奪によつて農民が窮乏を告げている限り、農村工業そのものの経営も、その多くは零細農民の生計補充の意味で副業的家内工業として行われ益々盛んになつたのである。したがつてその発展形態は一般的には豪商化した地

主、あるいはたくましい商魂とすばらしい商才によって蓄積した商業資本家の手によって支配された問屋制家内工業の形態でしか発展し得なかつたのである。

ここに日本の近世における農村工業の停滞性を見ることが出来る。

要するに近世農村工業の経営形態形成の基底は、零細なる日本の農業経営にあるのである。換言すれば、農業ばかりで生計の維持不可能といった零細農民の余業・作間稼に出生し、それが商業資本を蓄積した寄生的地主・寄生的地主的商人の手によって支配され、その発展が阻止されていた形態がそれであるといつても過言ではない。

さらに幕末に至つて都市商業資本に対抗し得る地方商業資本の発展が見られるがその発展過程については、さきに述べた零細農工民からの収奪のみにあつたのではなく、従来の都市商業資本の支配から離脱し、藩専売或は領内商人の手によつて国産を販売することによる収益によつて藩財政を再建せんとする藩権力と、同じ都市商業資本の地方支配と対立抗争してこれを排除し、もつて国産販売権を握り、益々その強大化を企図する地方商業資本との抱合、提携にあつたと見ることが出来る。

以上のことについては各地の事例があげられているのであるが、ここでは、丹後浅茂川商人についてその事情を明かにしたい。

一、浅茂川村の歴史地理的環境と山中家

浅茂川村は現在の京都府竹野郡網野町に明治三十七年に併合されているが、近世における浅茂川村は富豪の浦であつた。竹野郡誌⁽¹⁾によれば「浅茂川部落は往昔富豪の浦にして郷又は水の江の浦と称え浦嶋太郎の生地なりと伝う。文永年間頃は字西村に住居し人戸も稍多かりしかば、西村千軒の称残り、皆漁業をなせり、弘安四年間

七月俄かに暴風激浪起り漁船遭難し船及船夫皆共に其行衛を知らず折柄村内火を失し全部落焼失し蛭子山・福島山の間は激浪の為欠潰し、死亡者多く、纔に残存せしものは老夫女及小児のみとなり、一時全村滅亡せんとせしが漸く年を経て戸数十八戸となり、村民等大に喜び祝酒を挙げたる事あり。（中略）応永三年戸数四十余戸となれり。天正年間に至り僅かに四戸塩焼業及湖水漁業に便利なるため現今の地に移住したりしに、其後引続き移住し全村遂に転住したり。当時此地を流るる川に朝毎に水蒸気上昇し、霧棚引きしを以て朝茂川村と称せしが何時しか浅茂川と改称するに至れり。」

とあり、近世以前の浅茂川村の盛衰が述べられており、村民の生業としては塩焼業と漁業であったこと、及び村名の起源等が明らかにされているが、近世以降については、

「明和四年三月暴風のため鯛延繩漁業者七戸遭難死亡したりしを以て、一時沖合漁業を営むもの稀となり。多く塩焼業及磯視漁業にて鮑、蠔螺及和布天草等を漁獲し居れり（中略）天明八年の大火に人家殆んど焼失し、其當時の記録等焼尽したるため判明せず」

とあり、住民の生業も引続き漁塩のみにあり、然も明和四年三月（西紀一七六七）の暴風による災害後は海洋に対して極めて消極的になった如く記されているが、これは全く誤りであって、逆に浅茂川は船問屋経営の豪商が続出し、宮津藩においては丹後国与謝郡岩滝港における岩滝商人につぐ浅茂川商人を形成していたと考えられるのである。何故ならば、明和四年の暴風災害後僅か十年余の安永九年（西紀一七八〇）の船奉行所の船数・人数の調査によると、

一、船壹艘 船頭水主式人乗 九兵衛

米百貳拾俵積

一、船壹艘 船頭水主式人乗 跡右衛門

米百五拾俵積

一、船壹艘 船頭水主式人乗 仁右衛門

米百俵積

一、船壹艘 船頭水主式人乗 平 六

米百五拾俵積

ノ四艘 人数 八人

右当村船持之者共船数人数相改書付差上申候右之者共宗門之義当村人別御改帳相違無御座候万一他領者乗組候茂御座候ハ、
宗門之義急度吟味仕寺請狀取置可申候御法度之切支丹伝之類族ニ而も無御座候乗組船頭水主之外屯人ニ而モ為乗組申間敷候若
相背候ハ、如何様之曲事ニ茂可被仰付候為後日証文依如件

安永九年子正月

浅茂川村組頭 徳 門

同 断 六郎右門

同 庄 屋 清兵衛

網野組大庄屋 平 八

御船奉行所様

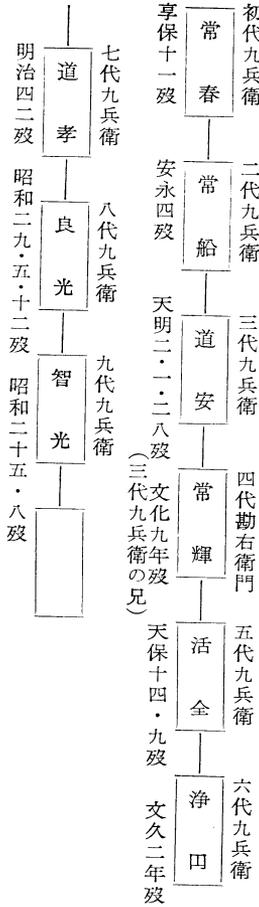
とある如く、六、七十石積以上の船舶をもつた廻漕業者四名の富豪が見えており、近世における浅茂川村が日

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍(足立)

本海丹後沿岸航運において、岩滝につぐ船舶基地として繁栄していたことを物語っているのである。

山中九兵衛家は戦国時代の甲府城主武田信虎公の家臣であったが、故あって京都府竹野郡木津村字熊谷に移住し来たつて帰農し、三代目九兵衛に至つて、現在の地浅茂川村において海運業を創始し、爾来廻船問屋を經營すると同時に自らも日本海沿岸商業に活躍し、大いに商業資本を蓄積し、此の地の親方となり、多くの子方を支配し、遂には宮津藩権力と結合して、近世における地方商業資本家としての特性を遺憾なく發揮しているのである。

山中九兵衛家系図（総本家）



註(1) 竹野郡誌 二〇八頁 大正四年京都府竹野郡役所編纂

(2) 「船往來御証文申請覚」 浅茂川村山中弥右衛門家所蔵文書

(3) 山中九兵衛「主意書」による。 山中九兵衛家所蔵文書

拙稿「近世日本海における帆船航運の状況について」立命館経済学第六卷第三号、参照されたし。

(4) 山中九兵衛家過去帳による。

二、商業資本の蓄積過程

(一) 廻船問屋経営による蓄積

およそ江戸時代における廻船業経営の実態は極めて複雑多岐であつて決して単純なものではない。即ち純粹な廻船業者もあれば、いわゆる船主商人もあり、また生産者自身が船をもっている場合もあつた。更に同じ船主にしても自分の持船に一家眷族の者と乗り組むいわゆる直船頭、或は自前船頭もあれば、数十艘の巨船を擁し、船頭を雇入れ(沖船頭)、自らは陸にあつて指揮に當る(居船頭)いわば資本家的経営者も少くはなかつたのである。

又純粹の廻船業と、自己の船舶による商取引との関係も必ずしもはっきり區別されていたわけではなく、同一の船主が、或る時は専ら他人の財貨輸送を引受け、他の場合には自らの取引商品を船載する——同時に他人の商品を積込むことは勿論行われた。このように廻船業が商業から分離しない形態は当時なお多く存在したのであつて、日本海岸の海運業者の多くはこの種のものであつた。即ち自己の危険と計算において、春には米を買入れて、大阪に運んで売捌き、戻荷として上方の産物を仕入れて越後・出羽・松前方面に向つて売却し、秋には鮮粕を積載して再び上方に廻送するといった形態のものである。

山中九兵衛の経営は全くこの種のものであつた。前掲の「船往來御証文申請覚」(安永九年)に「一船老艘 船頭水主二人乗 九兵衛」として米百式拾俵積の船舶を所持しているが、幕末には米千俵積以上の大船を数艘所持して、日本海海運に活躍している。例えば文政五年正月の「船往來証文」には「丹後国宮津茂川村九平船老艘 沖船頭平治船頭水主共五人乗云々」とあり、更に文政十二年四月難破した彼の持船は「右丹後国浅茂川村直乗船 頭利左衛門水主共七人乗ニ而千八拾俵、越後国出本沼湊御買積相成四月二日出帆云々」とあつて五百石積の大船を所持していることが明らかにされるのである。以上のことによつて、彼が次第に廻船問屋として發展し、致富

のコースを辿り、幕末には丹後国網野地方切つての商業資本家としての地位を確立し、浅茂川商人として日本海の沿岸航運に大活躍をしているのである。

(二) 商業経営による蓄積と活躍

(イ) 船舶利用の商業経営による蓄積

前述の如く、彼の廻船業経営は純粹なものではなく、或る時には専ら他人の商品輸送を引受け、他の場合には全く自己の危険と計算において、春には米を買入れて大阪に運んで売捌き、「戻荷」として上方の産物を買入れて、これを越後・出羽・松前方面に向つて売却するといった形態の船持商人であつた。

彼が船舶をもつて取引した商品は、「上荷」としては米・大豆・菜種・荏油等であり、「戻荷」としては丹後縮緬・砂糖・蠟・空豆・木綿・鉄・刃金・古劔等である。これ等は同家の残存文書に記載された取扱商品であるが、この外塩・生姜・炭（以上、戻荷）・昆布・木材（以上、上荷）等も取扱つたのではないかと他家の文書によつて推測されるのである。⁽¹⁾

なお「上荷」の主なる仕入先は北陸地方の越前方面であり、その販売先は丹後・但馬・因幡等日本海沿岸を始め越後大坂であり、「戻荷」の仕入先及び販売先は上荷の逆であり、特に新潟商人の高山屋徳左衛門・越前屋太兵衛・山家屋利七等とは盛んに取引をしているのである。これ等取引に関する資料としては拙稿「近世日本海における帆船航運の状況について」（立命館経済学第六卷第三卷）において評論した所であるが、未載の資料で彼が新潟商人と取引し、相応の信用を博していた例証をあげると次の如くである。

借用申金子之事⁽²⁾

一金三百三拾五兩

元金也

永九拾四匁九分三厘

右之金子越後新潟表ニ而父平六殿御恩借に相成リ申者美正明白ニ御座候 然ル処当国方ニ而早速御返金可申上筈之所彼是手違等茂有之右金子今般御勘定相成不申段々御延引之儀御歎願申上候処様々御聞濟被成下則日限之儀者当月十五日ニ無相違元利共御勘定可申上候為後日之差入証書依而如件

明治六年五月一日

丹後国竹野郡浅茂川村

山中九兵衛印

代 平五郎印

長崎様御内

宮内藤兵衛様

右の文書から三百三十五兩の大金を新潟で借り、明治六年五月十五日に返済したと考えられるのであるが、彼の信用の大であつたことが明らかにされる。更に彼の取引上の信用度及び彼の地方商業資本家の勢力を示すものとして九兵衛発行にかかる特異な一種の約束手形が数多く残存している。これは恐らく彼が丹後縮緬の取引において使用した小切手とも考えられるもので、買入れ代金をこの発行手形と引替に渡したものである。その雛形を示せば次の如くである。⁽³⁾

割印

一 銀九貫五百匁

浅茂川村

山中九兵衛

宛名もなければ、日付もなく、割印がされているだけである。これは更に一枚の紙に包んで封印し、浅茂川村九兵衛と署名してあるが、かかる手形が流通していることは彼の信用が絶大であり、商取引も盛んであったことを示すに足るものである。

(四) 糸・縮緬商経営による蓄積

商家としての山中家は恐らく廻船業と同時の開始されたものと考えられる。即ち日本海沿岸の廻船業兼商業といった形態の経営が行われたのは前述の通りであるが、かくて蓄積された商業資本はやがて彼の糸・縮緬問屋商人としての九兵衛の活躍を生むに至った。日本海沿岸航運で蓄積された彼の商業資本は、丹後縮緬に対する京問屋の独占支配を打破んとする藩権力と結合し、原糸と販路の両面から機屋を自分の支配下におこうとするに至るのである。山中九兵衛が幕末に糸・縮緬商を経営するに至った所以もここにあるのである。

およそ宮津藩にとつて、縮緬機業が発展することは、従来の農業生産のほかになお一つの財源を確保することになった。事実、藩ではいろいろの名目をもつて縮緬機業に運上・冥加銀・御用銀を賦課し、延享三年藩主の日光参詣費を機屋に配分せしめるが如きこと⁽⁴⁾もあつた。

しかして周智のように丹後縮緬機業はほとんど創始と同時に機屋・糸問屋・糸仲・飛脚・京問屋の組織によつて生産配給を行つていたため、近世の丹後縮緬史は京問屋の株仲間制度による販路独占・地売禁止・金融的圧迫等によつて、確かに「問屋資本の重圧と拮抗せる生産者の耐乏の歴史」⁽⁵⁾であつた。ところが天保以後になって、日本海の廻漕業を背景とした岩滝の商業資本・浅茂川の商業資本・加悦の商業資本・石川の商業資本等地元商業資本が次第に勢力をもつに至るや、これらの廻漕業者は従来もつばら京都糸屋町を通じて購入していた奥州糸を直

接機業地帯の間屋に提供するのみならず、縮緬の越後地方への販路を開拓し、京都問屋への絶対依存と絶対的支配からの離脱を図らんとするに至っている。或は逆に京問屋資本の独占を排除し、地元商業資本の京都進出を試み領主と結合して京都市場への割込みを図っているものすらあるのである。

以上の観点から山中家の糸・縮緬の商業経営を見ると、凡そ次の如くである。
新潟方面への販路開拓の例証としては次の如くである。

御売目録⁽⁶⁾

一、紅染縮緬

三拾疋

一、板ノ縮緬

拾疋

ノ四拾疋

直段永 七百二拾匁也

此金三百四両也

一、納戸縮緬

直段永 四百五拾六匁也

金六拾八両ト

永 四拾匁也

一、無地紫縮緬

式拾疋

直段永 五百拾貳匁也

代金百貳拾両

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍(足立)

永 六拾匁

.....

ノ金五百三拾八両

永 五拾貳匁貳分五厘

かし金五両

香清壳増金

ノ金五百四拾三両

永 五拾貳匁貳分五厘

内

一、金拾三両

口 錢

永 四拾六匁三分也

引 残

金五百參拾両

永 五匁九分五厘

かし金貳拾貳両

友仙染 貳 疋

紅板ノ 壹疋代

ノ五百五拾貳両貳分

永 五匁九分五厘

右之通り売払代金銀不被残差引ニ入相渡相済申処如件

寅十月六日

越前屋

大兵衛

越後新潟
越前屋
六ノ町他門

山中九兵衛殿

右の古文書は丹後縮緬の販路開拓であり、丹後縮緬の新潟進出であるが、更に彼が新潟の商人と縮緬の取引を行つた実状を示すものとして例証をあげると次の如きものがある。

(7) 覚

一、銀百四貫五百八拾八匁七分

縮緬式百式疋

但十月晦日元

右者縮緬代銀隨ニ受取借用申候処相違無御座候自然御入用之節者何時にても御返済可申上候為後日一札依而如件

丑十月廿二日

山家屋 利七

越後新潟
山家屋利七
金銀不用

山中九兵衛殿

御連中代

三郎兵衛殿

右の文書は新潟商人山家屋利七が縮緬二百二十疋を山中九兵衛から購入し、代銀を借用している一札である。

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍(足立)

しかしこの代銀はその返済がなかなか出来なかつたらしく、利七から九兵衛宛に手紙で支払い延期を願つてい
る文書が存する。そして「年内下り金無覚束之間」「仕合御表辺にて金子工面候ハバ代呂物は持抱居候事に候故
時之直成り以御買取被下候て縮緬代皆済出来候ハハ尙以都合よろしく御事に候」と苦しい延期支払方の言いわけ
をしている。

次に手紙の全文をあげることにする。

一筆啓上仕候厳寒之節ニ御座候処各様御揃弥御安康奉祝賀候就者十月己来御取組被下候縮緬代銀之処段々延引相成毎々御使被
下当方ニてもいろいろ心配仕工面ニ日々相懸り候得共当今金子出来之工風更ニ手も不付致方も無之ニ付先日福上様御越にて被
仰聞候には少し下直に見切候はば限金之望人可有之由依而先頃浜付にて丸御商内申上候事に候 此儀ニ付ても拙店之処いろい
ろ勤弁仕御義利をかけ津よふ仕度とも存候事ニ候へば此辺之処委細福上様より御聞取被下候ハバ金子融通出来候迄之処候ハバ
暫御延引御願申上度迎も年内下り金無覚束候間御気毒ながら御勤弁之程願上候并御使之衆へも細に申上候仕合ニも表辺にて金
子工面出来候ハバ代呂物ニ持抱居候事に候故時之成り直を以御買取被下候て縮緬代皆済出来候ハバ尙以都合よろしく御事ニ御
座候先ハ右之所申入度如此有之候

十二月十七日

山家屋 利七

越後新潟
山家屋利七
金銀不用

山中九兵衛様

御連中様

机下

二啓上仕候 先達而も二手山辺にて前歩勘弁仕候ハバ、多少出来候様申聞呉候者も有之猶又種々心配仕候得共右様之儀一切無之候

此儀ハ先日之御使能く御承知被下候筈、此上御地辺にて相応之利足にて出来候処も候ハバともども御心配被下早速罷出候て借用仕御義利合かけ津よふ可仕候

十二月十七日

草々以上

以上は彼が商業資本を蓄積し、その商業資本を縮緬商売に投下して活躍している場合であるが、このことはとりもなおさず、都市商業資本に対抗し得る地方商業資本の発達成長を物語るものである。即ち丹後縮緬がその創始以来、京都問屋のみにその販路をもち、終始その商業資本に依存左右されていた関係から離脱し、地元の商業資本(岩滝、浅茂川等)によつて、全く新しい販路を開拓し、盛んに北陸方面に輸出版売された事が明らかにされる。しかして丹後縮緬史においてこの点は拙稿の始めて採り上げたものであり、新発見であることを付言しておく次第である。

さて、以上の如く九兵衛の縮緬商売については、彼が自分の持船を利用し、日本海沿岸航運を兼ねて盛んに行つた事実を明らかにしたのであるが、次に彼の丹後縮緬機織の原料たる生糸における取引如何というに、ここでは生糸購入とその提供といった面における彼の活躍が見受けられるのである。そして彼の購入した原糸は浅茂川網野地方における機屋、殊に彼の支配下にある機屋に提供されたのである。具体的には、彼はその蓄積されたところの豊富な商業資本をもつて、峯山藩の糸・縮緬商人吉田屋八兵衛と盛んに取引して原糸を購入し、これを地元の機屋に供給し、そこから織出されて来る縮緬をば前述の如く盛んに新潟商人相手に一括輸出したのである。

即ち例証としては次の如くである。

(9)
覚

子三月廿一日

一、銀貳拾八匁貳分七厘

かし

子十二月晦日

入 銀貳拾五貫三百四拾七匁九分六厘
利 壹貫百四拾五匁六分

榭屋よりかり

正月 五日

入 銀七拾壹貫六百四十六匁貳分

勝浜かり、榭屋よりかし

二月 六日

一、銀壹貫百七拾六匁貳分

二月十六日

一、銀貳拾三貫六拾壹匁壹分

中井 二十三束
品浜 三束
大浜 東

利 六百六拾壹匁四分四厘

二月十八日

一、銀貳拾貳貫七百十六匁九分

同 十六束
拾三貫四拾かし

二月十八日

二月十八日
一、銀貳貫貳百毫匁貳分

唐糸 四束

二月十八日

一、銀百拾毫匁貳分

卷束

利 七百匁二厘

二月十八日

入 銀卅七貫七百四十八匁四分

利 壹貫五十六匁四厘

正月四日

一、銀拾八貫四百匁

金貳百兩 かし

利 八百三匁四分七厘

正月八日

一、銀九貫貳百匁

金百兩 かし

利 三百八十九匁四分七厘

正月十日

一、銀四貫六百匁

金五十兩 かし

利 百九十一匁六分七厘

正月十三日

一、銀九貫貳百匁

金百兩 かし

利 三百七十四匁一分二厘

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍(足立)

二月十七日

一、銀拾三貫五百匁

金百五十兩 かし

利 三百九十六匁

二月二十日

一、銀拾八貫匁

同 貳百兩 かし

利 五百十匁

三月九日

一、銀壹貫百五十八匁

大浜 壹束
正浜 一束 かし

利 廿四匁三分二厘

三月廿一日

一、銀五百八十八匁六分

榎屋 一束 かし

〃

一、銀八百七十六匁貳分

米澤 一束 かし

〃 廿四匁九分

三月廿四日

一、銀壹貫六百三十七匁六分

武東 かし

〃 廿六匁貳分

貸二百三十貫五百九十六匁四分四厘

入 二百三十九貫九百廿一匁七分二厘

五月十五日

入 銀九貫三百廿五匁四分九厘

通上入

五月十五日

一、銀貳百一十一匁七分五厘

若○止メかし

差引

メ銀九貫十三匁七分四厘

かり

此金 九十五兩壹分貳朱

銀五匁六分貳厘

右之通相渡しさし引無出入相済申候也

五月十五日

吉田屋

八兵衛

母	系	縮
▲	印	
峯	仕	切

山中九兵衛様

御連中様

なお彼は糸・縮緬商業の取引において、一種の流通手形を用いている。雛形についてはすでに前節で示しておいたが、これは彼が機屋に手形を渡しておいて、後日に至り、貨幣と引換えに勘定したものとされる。これに

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍(足立)

よつても彼が商業資本家として如何に強大な勢力をもち、近郷に絶大な信用をもつていたかが明らかになる。

(八) 染問屋悉皆業経営による蓄積

更に九兵衛が、槌屋平五郎との商取引に使用した慶応二年一月よりの「金銀差引通帳」によると、彼が盛んに染問屋悉皆業経営を行っているし、兼ねて縮緬を販売している点がみられる。

(10)

慶応貳年	山	中	九兵衛
寅月より			
金銀差引通			
槌屋平五郎様			

覚

四月晦日

一、金四百五拾兩也

取替分也かし

内 銀拾三貫五百廿八匁

紅染代受取

此金 百六拾九兩ト

永 拾匁三分八厘

一、銀貳貫四拾匁五分

紅染代受取

此金 廿六兩ト

永 毫匁八分八厘

一、金拾七兩ト

つちへと友仙染代 受取

錢四百四貫五百文

壹貫貳百五十匁がへ

此金 六拾七兩二分ト

永 六匁八分五厘

一、金貳兩三分

つちへと 友仙

錢七貫九百文

此金 三兩ト

永 七拾三匁七分五厘

一、錢貳百廿貫五百六十文

紫染代廿五疋 受取

壹貫貳百五十文がへ

此金 廿七兩ト

永 五拾七匁

一、金拾五匁

紫染 板ノ受取

一、錢百拾貫貳百四十文

つちへと 紫地

此金 拾三兩ト

永 七拾八匁也

一、金百兩

越州殿へ 記了金廻り受取

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍(足立)

受取 金三百七拾九兩

永 廿三匁六分三厘

引残而金七拾兩下

永 七拾六匁三分七厘

六月廿五日

一、金四兩貳分貳朱也

メ七拾五兩下

永 三拾八匁八分七厘

受取口

一、金壹兩壹分也

一、金貳兩壹分也

内 壹朱引

メ金三兩壹分三朱也

一、金壹兩壹分三朱也

一、金三兩也

一、金三兩

三分三朱也

メ八兩下 永 三拾七匁五分

一、金八兩

ぬい賃取かへ かし

不足 かし

松津屋 売 紫地 壹ッ代

同断 納戸地 貳ッ代

松津屋 売 金打売 紅金入 売

松津屋 紅 無地 貳ッ

越太売 竹じめ 三ッ代

紅地 壹反

一、金八兩
壹分壹朱
紅地 金入 壹反

一、金六兩貳分
紺地 壹反

一、金六兩貳歩
紫地 壹反

一、金六兩
納戸 壹反

一、金八兩
帶地 四ツ

四拾三兩ト

永 三拾壹匁二分五厘

内

永 百八匁貳分八厘

口せん引

残而四拾貳兩ト

永 廿三匁也

一、金八兩
若木屋 売 紅地 壹反

一、金八兩壹分貳朱
若木屋 売 紅地 金入 壹反

拾六兩壹分貳朱

一、金六兩三歩也
松屋 売 紫地 壹反

一、金貳兩貳朱
紫地 壹丈 おのせ売
錢 三百文

一、金壹兩壹分貳朱也
竹じめ 壹ツ代 おのせ売

一、金四兩貳朱
竹じめ 三ツ代 おらく売

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍(足立)

一、金百七兩三步式朱

竹じめ 染地 無也

メ金百九拾貳兩ト

永 七拾六匁七分五厘

.....

売金メ貳百七兩ト

永 廿三匁

錢 五百五十式文

二 木綿問屋その他の経営による蓄積

彼が船舶を利用して行つた日本海沿岸商業における取扱ひ商品は、北陸の米を始め、大豆・菜種・油・縮緬・砂糖・蠟・空豆・木綿・鉄・刃金・釵等であり、その他塩・生薑・炭・昆布・木材等も取扱つたのではないかと推測されるのであるが、何れにせよ彼は蓄積された商業資本と、培養された信用をもつて、日本海沿岸の商品流通に参加し、益々その富を増大しているのである。しかして彼が船舶を持ち、廻船業を經營している地位を大いに利用していることは勿論である。

彼がかかる数多くの諸商品を、廻漕業兼營の問屋として取扱ひ、成功をおさめた所以は全く彼のたくましい商魂と商才に基ずくところであるが、その反面、彼が絶えず諸商品の相場の動きに綿密な注意を払つてこれに対応し、常に生産地問屋と連絡をとつていた事実を見逃すわけにはいかない。次の諸例証は即ちこれである。

木綿産地との連絡⁽¹¹⁾

中元之御祝儀目出度奉申上候 殘暑厳敷御座候得共先以貴御表御尊家様御揃益々御勇健可被極御座珍重之御儀奉存候
隨而当方無異儀罷在候間乍憚此段御休心覚召可被成下候

一、宿元綿作之儀蒔付後順氣能御照込強草綿生立見事ニ出来申候間十分之豊作ニ可相成与奉存候右振合之故代呂物之儀此年出来之品より格別宜敷代呂物ニ可下成事ニ御座候 且又八月中頃より走り荷物追々出来可申事ニ御座候間宜敷御勘考被成下不相
変初発より賑々敷御用向被仰付被下様奉願上候 尙様子柄追々御案内可申上事ニ御座候 先ハ右之段御案内申上候処如斯御座候 恐惶謹言

七月十五日

縮屋 喜兵衛

清七

山中九兵衛

御店中

右の書信によつて、木綿の仕入先が遠く南山城八幡に店舗をかまえる綿屋喜兵衛であつたことが明らかにされる。恐らく八幡から淀川を下つて大坂に行き、更に西廻航路を利用して日本海に出て北陸新潟方面へ販売するといった経路を辿つたものであらう。

又当時の木綿はその品質・価格等が、その年の綿栽培の豊凶によつて左右されていることも明かにされる。それだけに彼が生産地の綿作状況や相場に注意を払い、絶えず連絡をとり、生産地問屋の案内をうけ、商品の動きや景気の変動に備えていたのである。なお新潟の米作状況の連絡についても同様の書信が発見される。⁽¹²⁾

- (1) 山中弥三右衛門家の古文書による。
- (2) 山中九兵衛氏所蔵「借用申金子之事」
- (3) 同前 「約束手形」
- (4) 峰山丹後縮緬織物工業組合本部蔵「丹後機業沿革調査書」四頁
- (5) 丹後縮緬 昭和二十二年九月号七頁
- (6) 山中九兵衛氏所蔵「御売目録」
- (7) 同前 「覚」
- (8) 同前 「文書」
- (9) 同前 「覚」
- (10) 同前 「金銀差引通」
- (11) 同前 「書信」
- (12) 同前 「書信」は次の通りである。

米相場・砂糖相場・糸・木綿・鉄・釵相場の連絡

利七郎様御出帆ニ付一筆啓上仕候 秋冷之砌ニ御座候処御家内様御揃ニ愈御清盛被遊御座珍重之御儀ニ奉存候 隨而当方無異罷在乍憚御安意被成下度候 就者利七郎様御下津被下難有奉存候 爰元之儀春以来上順氣田畑共豊作と申唱相場之儀土用入より追々引下り盆前後底値見込ニ而上上田米七もん内外次もの八九もん迄引崩し取引仕候処上方盆後初市より追々引立之由相聞七月末日何となく氣配在折柄八月五日之大風の折迄作方に差障も無之よしに御座候得共酒田表も不安相聞候旁々以風後俄ニ引立候ニ付利七郎様も誠に御当惑被成候得共新早米御備被成而も格別割安にも至り兼候儀故御相談申上米大豆御積登り被成候間此之段不悪御承引被成下度候

一、三盆白之儀以之外延着ニ相成扱々困り入申候盆前米相場下落ニ連諸品とも大下落別而大白之儀一花上三盆六斤より六斤五七分上白八斤より半 二番品五斤値迄引落し逆も右三盆之儀当時売捌も相成兼候儀と奉存候処利七郎様御下津ニ付御相談中相場も追々引直り打込五斤壹式分値迄直入仕候得共何分元高御損分多く候間見送り罷在候 上方も矢張高値ニ候得共何分入り込ミ多故此上引直り之程無覚東奉存候尤良歳様ニ御頼越も被為在候由何運御当人様ニ御相談之上取計可申上候間これ又并而御承引被成下度奉願上候

一、爰元新穀之儀九月十五日より廿日渡し、早米代三貫五匁三四分春渡しもの五匁六七分ちらち立合申候 何分近年相統売方行詰いたし候 儀故兎角売離しあしく当分引下り之姿も無御座候、下り物之儀糸引直に際し、目切者引直し候得共何れも元高故利分之品更ニ無御座候 木綿 鉄 釵之儀者春以来格別之引下ケも無之候得共不捌たら里往生と申姿ニ御座候出入等宜敷御賢察被成下度先者右申上度乍末筆伝四郎様ニ宜敷御風声奉願上候 尙重便候ハハ可申上候

八月晦日

越前屋 太兵衛

山中九兵衛様

山中平六様

(三) 利貸金融による蓄積と活躍

(四) 庶民貸の場合

以上の如く船問屋兼商業経営によつて蓄積された彼の豊富な商業資本はやがて、農業・漁業・縮緬機業等の生産面及び縮緬其の他の流通面に前貸資本として喰い込むに至つたのであり、彼が浅茂川及び網野地方において占めた利貸・金融上の地位は極めて重要なものがあつた。まず彼の庶民貸における貸付証文の一部を年代別・担保物件別により集計すると凡そ次の如くである。

彼等の農地は極めて零細であり、したがっては災害と貢租と経済界の変動に対処するだけの十分な力をもたなかつたのである。かかる農民の窮乏生活の間隙に乗じて、豊富なる九兵衛の商業・高利貸資本が農村に侵入し、農民達を支配し、隷属せしめて行くのは全く必然的な結果であつた。

「例証」

田地年季売渡証文⁽¹⁾

一、田拾五ヶ所

但字所預ケ口委敷
小前帳ニ改相渡也

此高式拾七石七斗八升

此 訊

米 拾式石五斗壹合

御上様御上納

同 式石七升八合

諸役村遣

同 七石式斗式合

下作免米

メ米 拾九石四斗八升壹合

殘而德米八石式斗九升九合

外ニ米壹石

諸引德米

メ米 九石式斗九升九合

是者全く德米也

此代銀五貫目也

右之代銀儲ニ請取書面之田地当亥三月より来ル寅三月迄三ヶ年之年季ニ売渡申候処実正明白ニ御座候然ル上者此田地ニ付私儀者不申及外方よりも違乱妨申物無御座候猶又御上様御上納諸役儀村遣等一式私方ニ而相勤右之作德米年々郷藏納ニいたし歳米

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍（足立）

にて無遅滞なく其元江相渡可申候年限ニ相成候節者右之代銀にて書面之田地約束之通無間違御戻成可被下候尤字所預ケ口免米諸役之義ハ明細帳ニ相認相渡置申候方一年限延引ニ相成銀子遅滞ニおよび候時者右之田地永代其元江相渡可申物也然ル上若外方者不申及子々孫々ニ到迄少茂違乱妨聊申物無御座候為後日売券証文一札依而如件

天保拾年亥三月

売主 高橋村 利左衛門^印

口入 同村 為次郎^印

同断 浅茂川村 伊右衛門^印

浅茂川村

九兵衛殿

前書之通相違無御座候以上

高橋村百姓代 庄太郎^印

同村手寄 嘉兵衛^印

同村庄屋 利左衛門^印

〔例証二〕

年季証文一札之事⁽²⁾

一、御見取り 宥升

但シ所ハ家屋敷不残

代銀壹貫貳百五拾匁也

一、同 宥合

但シ所ハ二タ村
荒地 立木共不残

同 百五拾匁也

一、家一式并ニ小屋共

立物ニケ所不残

三〇、銀沓貫七百五拾目也

右之銀子儘ニ請取り申所美正明白ニ御座候。然ル処私儀不勝手ニ付無抛貴殿へ御願申候所早速御承知被成下忝仕合ニ奉存候然上者当申年より巳年迄拾ヶ年之間右之銀子引あてに而売渡し申候尤年限相濟候節者右之銀子沓貫七百五拾匁返濟いたし候はば其節家屋敷荒地家小屋共御戻し可被成候為後日之年切証文一札依而如件

天保七年申十二月吉日

九兵衛殿

前書之通相違無御座候 以上

本人 孫 助

請人 伝 四郎

口入 徳右衛門

組頭 弥右衛門

同断 三郎兵衛

庄屋 久右衛門

右の例証一及び例証二におい明らかな如く、九兵衛は近郷の土地を兼併集中し、親方として多くの子方、零細農民の上に吸著し、寄生的地主の性格をもつて益々致富のコースを辿っているのである。先きに掲げた例証一の「田地年季売渡証文」に記載された、田拾五ヶ所、高合貳拾七石七斗八升の土地も、天保十三年三月には遂に質流地となつて彼の手に帰属している。即ち、

〔譲り渡申田地之事〕

一、高貳拾七石七斗八升也

但字預ヶ口免米之儀
委敷小前帳認相渡

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍（足立）

内巻石 諸引

此代銀五貫目也

右之田地譲り渡代銀體請取申処実正明白ニ御座候 然ル上者貴殿自由ニ御支配可被成下候自今以後我等儀は不及申子孫孫ニ至迄毛頭違乱無御座候尤他之妨少シも無御座候為後日之証人加判并村役人與印証文依而如件

天保十三年 寅三月

談主 高麗村 佐七郎 ㊦

請人 同 村 豊次郎 ㊦

同断 同 村 伊 助 ㊦

浅茂川村

九兵衛殿

とあつて、九兵衛の利貸担保の田地が流れ、彼に兼併されている。更にこの質流地の明細帳により、当時の年貢の実状を見るに、四ツ半上納、老ツ村諸役 合計五ツ半が公租になっており、貢租の過重が明らかにされるのである。

かくて九兵衛は浅茂川村を中心に、網野地方における商業高利貸資本家として次第に農民を支配するに至つてゐる。

今、彼が代々上納した年貢の石数高を集計し、彼の、寄生的地主としての致富状況と、田畑及び農民の支配力を見るに凡そ次の如くである。

前頁の年貢高表によつても明らかになく、その当初勘右衛門（四代）の時代は僅か年貢高三石三斗四升九合で

九兵衛の年貢高表 (年貢上納之通により作製す)

所 属 村 落	西 紀	年 号	責 租 者	責 租 高	所 属 村 落	西 紀	年 号	責 租 者	責 租 高
明	1741年	寛保元年	甚右衛門	3石3斗4升9合	川 野 川	1842	天保13年	九 兵 衛	33石2斗2升3合
不	1746	延享3年	九 兵 衛	57.4.1	茂 茂	1845	弘化2年	九 兵 衛	48.9.4.6
不	1752	宝暦2年	九 兵 衛	7.0.1.7	茂 茂	1846	3年	六 兵 衛	3.6.0.0
不	1753	3年	六 兵 衛	〃	茂 茂	1849	嘉永2年	九 兵 衛	60.5.6.5
不	1757	7年	六 兵 衛	〃	茂 茂	1854	7年	〃	3.4.9.9
不	1797	寛政9年	六 兵 衛	2.9.7.2	川 野 川	1858	安政5年	〃	51.2.7.4
不	1805	文化2年	六 兵 衛	2.9.7.2	茂 茂	〃	〃	〃	16.8.2.0
不	1806	文化3年	九 兵 衛	6.9.0.0	茂 茂	〃	〃	〃	56.6.2.2
不	1807	文化4年	九 兵 衛	2.9.7.2	茂 茂	〃	〃	〃	3.6.0.0
不	1811	文化8年	〃	6.9.0.0	茂 茂	1862	文久2年	〃	1.8.7.0
不	1813	文化10年	〃	2.9.7.2	茂 茂	1867	慶応3年	〃	55.4.0.7
不	1818	文政元年	〃	2.9.7.2	茂 茂	1868	明治元年	〃	3.0.6.0
不	1829	文政12年	〃	2.8.5.0	茂 茂	〃	〃	〃	28.8.8.0
不	1831	天保2年	〃	2.8.5.0	茂 茂	〃	〃	〃	55.4.0.7
不	1832	天保3年	〃	16.0.6.5	茂 茂	〃	2年	〃	3.0.6.0
不	1833	天保4年	〃	16.2.4.5	茂 茂	1869	〃	〃	11.2.6.8
不	1834	天保5年	〃	明	茂 茂	1870	3年	〃	14.9.1.2
不	1835	6年	〃	18.1.2.0	茂 茂	〃	〃	〃	52.1.0.2
不	〃	7年	〃	17.7.3.2	茂 茂	〃	〃	〃	14.9.1.2
不	〃	10年	〃	19.3.5.2	茂 茂	〃	7年	〃	14.9.1.2
不	1839	11年	〃	19.8.1.7	茂 茂	〃	〃	〃	58.8.8.5
不	1840	〃	〃	27.6.1.5	茂 茂	1874	〃	〃	22.9.9.0
不	〃	〃	〃	31.9.8.0	茂 茂	〃	〃	〃	14.8.8.9

あつたのが、天保・弘化・嘉永と幕末になるにしたがつて急増し、彼は浅茂川村だけでも六十石五斗六升五合と
 いった年貢を上納するに至っている。当村上納米は高の四ツ半（四五%）であつたから、彼の田地高合計は百四
 五十石に上つたものと考えられ、地方豪農に寄生的地主としての地位を確立するに至っているのである。この年
 貢表によつて彼が如何に商業・高利貸資本を蓄積し、その豊富な資本をもつて近郷の農村及び農民を支配したか
 が明らかにされるのである。

（四）漁民に対する利貸と金融

次に彼の商業・高利貸資本は更に近郷の漁民に対しても利貸資本の姿で喰い込んでいたのである。今その事
 実を示すものとしては、次の如きものが見られる。

即ち、漁民が網船四艘を担保に入れ、彼から金拾両の融資をうけているのであるが「例証一」、漁民達はその支
 払が約束通り履行出来ず、三回に分割して支払うことを申込んでいるのである。更に「例証二」は漁民達の窮迫せ
 る当時の経済生活を物語る資料でもある。

「例証一」——網船四艘を担保にした利貸金融の場合——

借用証文一札事⁽⁴⁾

一、金拾両也

但し元銀也

右之金子要用之儀ニ付無廻貴殿ニ御願申上候処漸く御承知成し被下書面之金子體ニ借用仕候処実正明白ニ御座候但シ此實物ニ
 九郎兵衛持又右衛門持治郎衛門持伝右衛門持綱繩給四艘右之通書入申処相違無御座候尤金子御返済之儀者来ル末ノ二月十五日
 限りニ元利共無滞急度御返済可仕候若万一其節ニ至リ金子出来兼候ハ右書入之質物売払貴殿江者一時も無猶予速ニ御算用可

仕候為其連印形仕候上者毛頭相違無御座候借用証文一札依前如件

安政五年午十二月十九日

但馬 津居山村 本人 九郎兵衛 印

〃 又右衛門 印

〃 伝右衛門 印

治郎右衛門 印

口入 平太郎 印

〃 セト村 小左衛門 印

丹後浅茂川村

山中九兵衛殿

「例証二」——前記証文の支払を延期した場合——

(6) 覚

一、金拾両

但シ元銀也

此処ニ金三両

未二月廿八日 相渡シ申候

残金 七両也

此訳

三両

来ル 四月晦日限り

四両

〃 五月晦日限り

右之通り残金之儀来ル 両月ニ而無間違御返済可仕候 以上

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍(足立)

安政六年未二月

津居山村 本人惣代

九郎兵衛[㊦]

津居山村 口入

平太郎[㊦]

同 小左衛門[㊦]

浅茂川村

山中九兵衛殿

(1) 山中九兵衛氏藏「田地年季壳渡証文」

(2) 同 前 「年季証文一札之事」

(3) 同 前 「譲り渡申田地之事」

(4) 同 前 「借用証文一札事」

(5) 同 前 「覚」

(6) 同 前 「覚」

(三) 縮緬機屋及び地方商人に対する貸付と支配

ここに縮緬機屋とは、「豪農の織元」に対し、一般農民が農閑にいとなむ縮緬織の経営を指している。九兵衛は前述の如く蓄積した豊富なる商業資本と宮津藩御用聞次（三人扶持）の優越せる社会的地位を利用して、かかる縮緬機屋を圧倒的に支配したのである。即ち彼の支配は強大なる縮緬の原料糸買經商人（糸・縮緬商）として彼等を隷属支配したのである。

およそ丹後縮緬機業の組織は極点にまで発達した問屋制家内工業の生産形式であつて、すべては問屋を中心とし、問屋が工業経営の実権を握り、機業家はこれに従属する地位にあるにすぎない。確かに「丹後織物は問屋資本の重庄と拮抗せる生産者の耐乏の歴史であつた」⁽¹⁾のである。

九兵衛の縮緬の機屋に対する主要な支配形態は、彼等が領主側から賦課される運上・冥加銀・御用銀の上納に差し詰り、或は縮緬業界の不況、経済生活の行き詰り等により、原料系の購入が不能に陥つた場合における生糸仕入金の貸与であり、原料糸の貸付であつた。

此の場合、丹後の機業が農業とまだ完全には分離していないことと、それが当初から問屋制の支配下にあつたことから当然に起ることではあるが、農業における「オヤカタ・コカタ」の關係がそのまま機業の支配と隷属の關係に持込まれて、彼等は九兵衛を親方と呼んで、全人格的隷従を認めていた。否むしろこれを基礎として、彼等の機業が成立していたといつて過言ではない。

「例証一」

糸連印証文一札之事⁽²⁾

一、此度改而奉申上候然ル処是迄取統商業仕来処去冬御親分様被遊御病死候ニ付相統人御幼少ニ御座候故久左衛門殿弥右衛門殿相頼又々是迄通糸仕入御頼申上候処御内室様御開濟被成下難有仕合奉存候乍然此度者仲間一統規定取極夫々証文致置若仲間不勘定者有之候ハハ仲間中より急度埒明仕候

御貴殿様には毛頭御損難相掛ケ申間敷候尙又二季共商業相済之上者仲間中より兩三人にて小前棚おろし仕末々商業相統之様專一に可仕候為後日之仲間一統取極規定依而如件

文久三癸亥六月

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍（足立）

利	兵	衛	印
弥	三	右	衛
三	郎	兵	衛
德	右	衛	門
元	五	郎	郎
伝	次	郎	郎
五	郎	兵	衛
茂	兵	衛	印
六	郎	兵	衛
永		藏	印
德		藏	印
新	太	郎	印
儀	右	衛	門
藩	川	分	
伊	左	衛	門
伝			七
			印

山中九兵衛殿

〔例証二〕

銀子借用証文之事⁽³⁾

一、銀四拾貫六百九拾五匁六分

但。シ。糸。代。銀。不。足。右。之。通。り。借。用。仕。候。處。実。正。明。白。ニ。御。座。候。然。ル。處。御。返。銀。之。處。延。引。相。成。候。所。此。度。

急之催促故忠四郎清右衛門以テ御兩人延引願仕候処御聞濟之儀者当月二十日限り無遅滞御返済可仕候尙後日一札依而如件

慶応二年丙寅十一月

清 蔵印
伝 七印
栄 蔵印
孫 左衛門印
六 郎兵衛印
茂 兵衛印
請人 清右衛門印
忠 四郎印

ここに「御親分様云々」とあり「是迄通糸仕入御頼申上候処御内室様御聞濟被成下難有仕合奉存候云々」とあることから、連印せる利兵衛以下十五名のは全く九兵衛隸従の子分であり、九兵衛の「糸仕入」によって縮緬織に従事することが成り立っていた零細民であったことが明らかにされる。

以上は彼の縮緬原料糸商としての、機屋支配の形態であるが、彼は更に縮緬買次商として縮緬の売買商人をも支配するに至っている。

「例証一」 縮緬商人救援の融資貸付

口 書一札之事⁽⁴⁾

一、近來私シ義身持不心得ニ付御貴殿様江多分之御損相掛且商業も引合不申候処江峯山袋忠亮縮緬代小々損失も有之誠ニ以何

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍（足立）

共申上兼候処米屋忠四郎殿格別之御世話ニ而御親方様江段々御願被下成候処厚に御恩を御勘弁被下成候則慶応四年七月中旬先仕入銀之処江居屋敷建家売軒下拙より売立銀可仕事ニ御頼且辰年之暮ニ相成候而も私シ不筋ニ而御親方様江正銀も相立不申候段奉恐入候辰年之儘且多借ニ迷惑仕既ニ其年も明巳年ニ相成候則当四月十日頃より峯山日丸屋佐吉道ば屋佐七兩人推参仕先年之家屋敷江高拾四貫目ニ米忠殿段々ニ御頼被下候ニ付御承引被下成候誠ニ難有仕合奉存候猶亦卯之年仕入銀不足親類一統米忠様御頼御願被下候得ども一切御聞入無之候処忠四郎様段々之御願ニ而御開濟被下成候段下拙儀ハ不申及親類一統難有恐入候此後者不申及急度心躰相直シ可申候且亦身持立直り候節ハ以御慈悲を商業相統之御世話被下成候様被申成誠ニ以難有奉恐入候向後不筋之身持急度相立直シ可申候為後日之口書一札依而如件

明治二年 巳四月十二日

本人 伝 次 郎^印

証人 米屋 忠 四 郎^印

山中九兵衛殿

〔例証二〕

商業仕入金に対する融資貸付

借用証書一札之事⁽⁵⁾

明治十一年寅旧五月晦日之

一、金五拾九両四拾九錢五厘

但シ 元金也
利足月迄要決定

右之金員此度無扱私シ商業之仕入金ニ差支段々御貴殿へ御依頼申候処早速御承知被成下候前書之金子正ニ借用仕候処実正也然ル上者当年十二月晦日限リ急度以正金元利共無相違御返済可仕候若本人不算用之節者差入加判之者引請御貴殿に者少しも御難

相掛申間敷候 依之加判一札如件

明治十一年 寅五月晦日

借主 田茂井安右衛門[㊞]

受人 安 田 直 七[㊞]

同断 田 茂 井 儀 八[㊞]

山中九兵衛殿

即ち、彼は縮緬の販路を新潟に開拓し、彼の廻船を利用してその市場を独占支配し乍ら、前貸制度によって次第にその生産過程及びその販売についての支配力をもつに至つたのである。「買継商と一般機屋とは恰も封建時代の君臣の如き関係あり」といわれているが、全くこれ至言にして、彼は日本海の廻漕業を背景にした彼の巨大なる商業資本でもって、浅茂川・網野地帯の薄資なる縮緬機業家及び縮緬売買商人をも制圧していたのである。要するに九兵衛は浅茂川湊における優越なる社会的地位と、豊富なる商業資本とを有した特権階級者であつた。そしてこの特権を丹後縮緬機業に活用し、もつて宛然浅茂川地方における縮緬機業の経営者の如くなつていたのである。

更に彼の豊富なる商業高利貸資本は、船宿商人或は染物商人・船玉商人等をも利貸を通じて次第に支配し、浅茂川・網野地帯の流通経済を牛耳るに至つていたのである。それ等の諸例証を示せばおよそ次の如くである。

「例証一」——船宿商人に対する融資の場合——

(船宿株を担保にしている)

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍(足立)

借用申金子一札之事

一、金三百二拾貳両

但 但但馬方御寄合
御銀主様へ高

永 五拾五匁五厘

内

金百四拾五兩

但 家財家屋切掛引受
末三月晦日限
手形相渡申上候

永 五拾六匁四分

殘金貳百拾六兩

永 九拾八匁六分五厘

為此質物船宿株差入申上候

右者此度私手元不勘定ニ相成候ニ付御惣方様江御預申上候処格別之御仁恵ヲ以早速御聞届ケ被為下御高恩之極重々難有仕合ニ奉存候右金子隨ニ借用仕候処相違無御座候然ル処私職分是迄之処年中諸口せん上リ高見込ミ百五拾兩辻ニ相見へ申候然ル上ハ当未之年より月々勘定ヲ以年中惣上リ高之内五拾兩辻ヲ以家内諸雜用相仕舞残り金百兩之処御惣方様江六ヶ年之間払立可申上候尤諸口錢之儀年々増減茂有之候得者月々勘定向を以御勘弁可被下候尙又月勘定之儀者御銀主様方衆中会合之上嚴重ニ可仕候後日為証借用一札証人加判依而如件

弘化四年 未二月

境本人 川納屋 源 蔵

浜坂証人 漆屋 栄 次 郎

境証人 油分 周 蔵

証人 油分 勝 助

境証人 前屋 彦 吉

但馬木浜

角分 安右衛門様

松本屋 弥兵衛様

山中利左衛門様

橋本次三郎様

石屋新五郎様

〃船中小左衛門様

安 四 郎様

境証人 木村屋 左右衛門

〃証人 善兵衛

〔例証二〕——染物商人に対する融資の場合——

借用証文一札之事⁽⁸⁾

一、錢三百目

但元銀也

右之銀子私商売仕入銀ニ指支無扨其元様江相頼申上候処漸々御承知被成下右書面之銀子儘ニ借用仕候然ル上者此貨物ニ私商売染物道具不殘小目録ニ而明細ニ認テ其許江相渡申上候猶亦返済之儀へ来ル十二月限ニ月壹分之御利足元利共無遲滞返済可仕候若本人不算用仕候節へ右貨物請人方江引請其許様へハ以正銀無滞返済可仕候為証借用証文一札依而如件

弘化三年三月廿日

本人 直 三 郎^印

受人 喜代二 郎^印

九 兵 衛 殿

〔例証三〕——船玉商人に対する融資の場合——

借用証文一札之事⁽⁹⁾

十年旧丑十二月廿日 元

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍(足立)

一、金六拾四也

但 元金也
月 壹分式利子定

右之通前年之金子私儀舟玉商内任入金ヲ借用仕候得共段々不勝手ニ相成無抛十一年寅十二月迄之所延引御願申上候処早速御聞届被成下候而正ニ借用仕候然ル上ハ此返済之儀ハ左記ス

一、金三拾四也

父 市郎兵衛 悴市 助 兩人

一、同拾五四也

二男 悴市太郎 壹人

一、同拾五四也

三男 悴寅 造 壹人

右之通分賦仕候得共万一壹人ニ而も不算用仕候ハバ右父市郎兵衛悴市助兩人より急度元利共弁金仕候而本年十二月三十一日迄ニ無相違正金ニ而御勘定可仕候為其証人加判一札依而如件

明治十一年二月一日

父 本人 谷村市郎兵衛 印

悴 本人 同苗 市 助 印

二男本人 〃 市太郎 印

三男 〃 〃 寅 造 印

証 人 浜岡為五郎 印

山中九兵衛殿

(1) 峰山丹後縮緬工業組合本部蔵「丹後縮緬」九月号 七頁

(2) 山中九兵衛氏所蔵「糸連印証文一札之事」

(3) 同 前 「銀子借用証文之事」

(4) 同 前 「口書一札之事」

- (5) 同 前 「借用証書一札之事」
- (6) 横山源之助著「日本之下層社会」明治三十二年刊 一三一頁
- (7) 山中九兵衛氏所蔵「借用申金一札之事」
- (8) 同 前 「借用証文一札之事」
- (9) 同 前 「借用証文一札之事」

(四) 村貸の場合

九兵衛の利貸は単に庶民のみならず、村といった団体にも盛んに貸付を行っているのである。そしてこれは必然的に彼のその地方における政治的支配力を強化発展せしめる作用をもつたのである。次に村貸の状況を示す例証をあげると次の如くである。

(1) 覚

八月六日

一、銀八百目

利 四十匁也

銀八百四十目

内

銀百八十三匁三分毫厘

々三十八匁七分二厘

御頼銀一ヶ月分相渡ス分かり

五ヶ月分

十二月迄かり

十月立、定用貸

平六分 同断

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍(足立)

〃六十九匁九分四厘

弥右衛門分 同断

三口ノ二百九十六匁九分七厘

利八匁七分六厘

三ヶ月分

銀百四匁五分四厘

子酒造米三月納之不足元利貸

式口ノ四百五匁二分七厘

引残銀四百三十四匁七分三厘

返相渡ス

此金四両壹分壹朱

永 三匁九分三厘 添

右之通儲ニ相渡し候此表相済申候以上

巳十二月晦日

村役人

山中九兵衛殿

覚⁽²⁾

八月元

御頼銀

一、銀四貫八百七拾五匁

利貳百九拾貳匁五厘

ノ五貫百六拾七匁五分

村取人 村 役 人

九兵衛殿

右は村（網野村）への融資であるが、上納銀を立替えた場合のものとして次の如きものがある。

(3)
覚

一、銀四拾貫

御上様分御年貢廻り

内

一、銀拾七貫百九十五匁四分七厘

小前口分廻り相渡す

十二月十六日

一、金七拾兩也

相渡す

此銀七貫百匁也

同日

一、金三拾五兩也

相渡す

此銀三貫五百匁也

十二月十七日

一、金六拾兩也

相渡す

此銀六貫目

四口ノ三十三貫六百九拾五匁四分七厘

指引殘金六貫三百四匁五分三厘

内

金六拾貳兩下

礼 五匁七分二厘添 相渡す

此銀六貫貳百四匁五分三厘

近世後期における地方商業資本の發達とその活躍(足立)

引残銀百匁

不
足
か
り

丑 極月八日

山中九兵衛殿

村

右の如き村貸証文が数十通あり、ここに彼の近郷諸村への村貸を通じて、その商業・高利貸資本の強大さが明らかになる。又彼は蓄積された豊富なる商業・高利貸資本を大いに活用して近郷の住民は勿論、近郷の諸村をすら政治的・経済的に支配していたことが明らかにされるのである。

(1) 山中九兵衛所蔵「覚」

(2) 同 前「覚」

(3) 同 前「覚」

(ハ) 藩貸と宮津藩御用聞次としての九兵衛

彼の廻船業兼商業における超藩的反抗鎖的、経営により、蓄積せる莫大なる商業・高利貸資本は単に近郷の零細農民或は縮緬商工業民を支配したのみならず、政治的・経済的に近郷の村々から次第に支配階級たる武士層及び藩主の財政面に深く結合していった。そして遂には宮津藩としても、彼の経済力に依存せざるを得なくなり、その代償として彼を三人扶持、御用聞に任じ、これを厚遇しているのである。即ちその辞令の一つをあげると次の如くである。

嘉永元年

御上様より御扶持書

加扶持

三人扶持

都合三人扶持

浅茂川村

九兵衛

御扶持方式人扶持被下置

兼御用聞次被仰付候

式人扶持

平六

彼は藩主から右の如く御用聞次役を仰付けられ、更に「端物八丈 一着」の紋付、或は上下等を下賜され、地方の強力な商業・高利貸資本家として藩主から待遇されているのである。上下の下賜については次の如き書状がある。

急 状 (2)

以飛脚申上候当月十日朝御上下頂戴御書付御役所御持参ニ而御受取被成候様被仰付候処町方年寄失念ニ而漸先夜廻状相廻リ申候ニ付早々御書付御役所様へ御持参可被候以上

八月十六日

油屋 六 兵 衛

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍(足立)

八七 (三六五)

吉 岡 長右衛門様

掛津村 善左衛門様

浅茂川村 九兵衛様

かかる藩主からの厚遇は、その背後に彼の豊富な商業・高利貸資本によって藩財政の一部を賄わしめんとする領主の野望があつたことは明らかであり、九兵衛もそれは承知してゐたことであろう。否、商人九兵衛はこれを逆に利用し、藩権力をバックにして廻船業に、日本海沿岸商業に活躍し、いわゆる特権的商人として益々致富のコースを辿つたものと考えられる。

藩主の下賜品は、逆に九兵衛から幾何かの金を捲き上げる手段であつたことを明確に示すものとして次の如き例証が挙げられる。

(3)
覚

一、金百六両

御下ヶ銀

内

銀三貫匁

御頼銀

外ニ 四十八匁七分七厘

大柄之御紋花縮緬御羽織地被
下候之節 遺物わり

四十九匁九分式厘

九ツ目御紋絹麻御上下被下之節
遺物わり

指引四貫百九匁三分一厘

此金六十両卜

永 三匁七分式厘 相渡

右之通相渡此表相済申上候 以上

寅九月十五日

油屋 六 兵 衛

浅茂川村

九兵衛様

右の覚書により、藩主は大柄之御紋花縮緬御羽織地と九ツ目御紋絹麻御上下を下賜して、御頼銀として三貫目を捲上げているのである。

幕末における大名の財政が如何に窮乏し、その窮乏を切り抜けんとして如何に領内の豪農、豪商の上に吸著し、領民から金品を収奪したかが明らかにされる。次の諸例証は何れもそれである。

「例証一」

(4) 覚

一、金貳百両

御銀拾五貫八百匁

右之通調達御備金髓ニ受取申上候 以上

迫而御証文被下置候

癸亥 三月七日

山中九兵衛殿

荒木六兵衛

「例証二」

(5) 覚

一、金百貳両貳分貳朱

右若急場之用途金被仰付候節取納銀髓ニ受取申上候 以上

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍(足立)

子七月十四日

山中九兵衛様

「例証三」 算御用連中⁽⁶⁾

一、五拾貫目 十一割

此割 四貫五百四拾五匁四分六厘

右之通り 当月中ニ御上納可被成候 以上

浅茂川村

忌子 善四郎

九兵衛様

例証一及び例証二は九兵衛に割付けた調達銀であり、例証三は、領内の富豪に割付けたものである。かかる大金の調達金受領証は牧挙にいとまがない程である。更に次の「調達銀受取通」によって、宮津藩財政が如何に九兵衛の豊富な商業資本、利貸資本にその財源を求めていたかを窺い知ることが出来よう。

調達銀受取通⁽⁷⁾

油屋

六 兵 衛 御

山中九兵衛様

<p>子 十二月</p> <p>一、銀拾貫</p> <p>受取</p>	<p>丑三月朔日元</p> <p>一、銀貳拾五貫</p> <p>受取</p>	<p>六月十六日</p> <p>一、銀九貫五百匁</p> <p>受取</p>	<p>廿一日</p> <p>一、銀拾五貫五百匁</p> <p>受取</p>
<p>差引ニ而</p>			

これ等の調達金は藩貸であり、元利合計で清算されるわけであるが、そのうち次の文書のように藩の御頼金(献金)が差引かれて払戻されることがあり、藩貸は決して有利ではなかったと思われる。

例えば

(8) 覚

一、銀拾貫匁

〃 壹貫四百

子十二月元

十四ヶ月分

近世後期における地方商業資本の發達とその活躍(足立)

一、銀貳拾五貫

丑二月 元

〃三貫匁

十式ヶ月分

一、銀九貫五百匁

丑六月 元

〃六百六拾五匁

七ヶ月分

一、銀拾五貫五百匁

丑六月 元

〃壹貫八拾五匁

〃六拾六貫百五拾匁

内

八、貫匁

御、頼、銀、

式百三拾匁七分壹厘

ちしわり

〃拾三匁九分四厘

六ヶ月分

指引

四拾六貫九百五拾貳匁七分八厘

返

寅正月晦日

油屋 六 兵 衛

山中九兵衛様

右の如く、月壹分の利息で調達金上納が命ぜられ、時に御頼金（献金）を強制されていたことが明らかにされるのである。

以上の如く莫大な金額を藩に融資し、或いは「御頼金」として献金しているが、かかる藩財政支援の代償は、彼の三人扶持御用聞次役の任命であり、紋付上下の下賜であり、藩権力と結合した日本海沿岸の廻船業兼商業の特権的商人となることであつた。彼が浅茂川湊の基地を中心に、遠く北陸方面に雄飛し、或は西に東にと日本海を存分に活躍して、丹後における浅茂川商人としての真価を發揮し、地方における商業資本家として盤石の地位を築き、致富のコースを辿り得たのは実に彼が宮津藩の藩権力と深く結びついていた特権的商人であつたことを否定することは出来ない。彼が藩と深く結びついていたため、商業取引上その庇護をうけ、有利に解決している事がある。即ち九兵衛の沖船頭平六が文久年間に、竹野郡間人百姓藤四郎の受取るべき鉄代仕切金六拾九両を新潟で預かり乍ら、手渡さずに雲隠れした場合、九兵衛の雇役した沖船頭であるからして、船頭平六の取逃げた責任は当然九兵衛にかかつて来るのであるが、その解決の後始末は常に九兵衛が有利になり、六拾九両のうち五拾貳両が支払われ、十七両だけは「取証兩人江貰受」として棒引されている。訴訟人であり受取人たる藤四郎の側が、たえず不利に、受身のような形で解決しているのは、九兵衛の藩権力と結びついた商業資本の前に取証人たちが公正な立場で解決し得なかつたためである。その訴訟の解決全文をあげると次の如くである。

濱候証文之事⁽⁹⁾

齊藤六藏様御支配所丹後国竹野郡間人百姓藤四郎より 松平伯耆守様御領分同国同郡浅茂川村百姓九兵衛へ懸り去ル未年越後国新潟船宿高山屋徳左衛門并但馬屋市五郎より藤四郎へ可受取鉄代仕切金六拾九両藤四郎依頼船宿より九兵衛廻船船頭平六江廻達相頼候平六儀新潟表ニ而身隠帰国不仕此儀差纏れに相成申年冬藤四郎儀久美浜 御役所御添翰頂戴宮津御役場江出訴可仕之処間人村庄屋七左衛門立入ニ而素々藤四郎平六小前之儀於九兵衛一向不存事別而本人平六居所不定申九兵衛江相懸り候共

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍（足立）

筋違無之哉之旨藤四郎へ段々理解之上下濟取証ニ付九兵衛親類淺茂川村勘右衛門忠四郎先方へ出張仕候處藤四郎不慮之難波顔ニ付其儘ニも不相成親類兩人之計を以不取敢金三拾五兩藤四郎江貸渡し平六取込金之儀者藤四郎平六小前相對にて可受取示談仕尤平六より藤四郎へ金子都合受取候上者右之三拾五兩ニ利足を加へ元利返済之約定を以則一札取置申候處其後藤四郎儀平六より金子少シモ不受取其内立入七左衛門死去ニ付此度猶又藤四郎儀九兵衛へ相懸り御内訴奉申上候處九兵衛儀も先年死去倅幼少ニ付親類勘右衛門忠四郎罷出返答書を以委細之決柄奉申上御吟味ニも可相成之処御城下郷宿油屋六兵衛、船宿由良屋半左衛門、立入ニ而双方申候承り合之上藤四郎へ段々理解有之候處何分身薄申立只管勘弁方之儀歎願仕候ニ付取証兩人種々挨拶を以内濟仕候處左之道

一、金六拾九兩

鉄代仕切金平六取込之元金

内

拾七兩

取証兩人江貰受

引残五拾貳兩

此濟方三拾五兩

申年冬九兵衛親類勘右衛門忠四郎兩人之取計を以貸渡金此度濟候金へ差額

拾七兩

此度藤四郎并取証人頼談ニ付親類兩人取込を以て出金

ノ皆済

右之通双方熟談内濟仕候處相違無御座候然ル上者右一件ニ付九兵衛者不及申平六江毛頭出入申分無御座候為後日証人一同連印濟候証文為取替申候如件

文久三亥年四月

間人村百姓 藤 四 郎印

増大化を図ろうとするのは必然的な成行きであつた。そして九兵衛の商業・高利貸資本もやはりその一つとして盛んに頼母子講に参加し、増殖と活躍をしているのである。

(イ) 民間頼母子講への参加と致富

彼の商業資本・利貸資本の頼母子講への投下は、一般庶民の結成する頼母講、村が主体になつて結成した「村落講」、宮津藩が音頭を取つて結成した「積立講或は融通講」に対して盛んに投下され、暗々のうちに利殖が図られていたのである。

民間人の結成した頼母子講への参加は牧拳にいとまがないが、その主なものをあげると次の如くである。

即ち、文久三年に、拾四ヶ年賦頼母子講

一、合銀拾六貫八百匁、本人掛戻し沓ヶ年銀九百匁ずつに加入しており、慶応三年には拾五人講一合銀貳百貳拾貫匁といつた巨額の頼母子講に参加している。今、さきの「拾四ヶ年賦頼母子銀借用証文写」⁽¹⁾をあげると

一合金拾六貫八百匁

但老口ニ付掛銀沓貳式
百日拾四口分本人借用

右者私共借財尙相統難相成候ニ付今般十四人講頼母子発起仕各々様御頼申入格別之思召を以御加入被成下則書面之銀子儘ニ借用仕候処実正ニ御座候然ル上掛戻シ返済之義者拾四人講趣法通り沓ヶ年銀九百目ヅツ来ル子年より丑年迄拾四ヶ年之間無相違引請人之者より相掛け戻可申候為後日之請人加判頼母子銀借用証文仍而如件

発起人 洲谷村 浅 右 衛 門

引受人 山本 甚右衛門

証人 今西 七郎兵衛

一、沓口 貳分五厘 大江 甚 助殿

一、沓口 綿屋長次郎殿

とあつて、頼母子講への参加と同時に頼母子講結成の目的が奈辺にあつたかを明らかなし得る。したがつて巨大な商業資本、利貸資本を所持し、多くの頼母子講に加入していた九兵衛がこの地方で大親方或は親方と呼ばれ多くの子方の上に君臨し、これを経済的に支配していたことは必然的な結果であつたと云えよう。

なお、かかる頼母子講掛銀回収に紛争が起つたことは当然である。即ち困窮者救済の互助的な金融機関として頼母子講の結成が行われていたため、その掛銀が時に不能に陥入つて種々紛争が生じたのである。かかる場合九兵衛は掛け戻しの講銀を取り立てるために、時に訴訟といった強硬手段をとつている事実が発見される。そしてこのことから彼の利貸金融における貸付金回収が相当嚴重であつたことが推測される。即ち次の如くである。

乍恐以書附御訴訟奉申上候^(と)

訴訟方 浅茂川村 九 兵 衛

同 同 村 利 助

一、頼母子懸戻シ銀滞出入

相手方 新庄村 市 右 衛 門

同 同 村 三 役 人

右訴訟人九兵衛利助奉申上候当村助右衛門結頼母子三会目天保九戊午十一月相手新庄村市右衛門手取懸戻し之義同人請頼新庄村役人より儘成証文取有連中江ハ私共兩人より懸戻し之約定ニ而則實入証文差入御座候処右市郎右衛門及不算候ニ付講会両度厳敷催促仕候得共一切掛戻し不仕元来右村役人引受証文取置御座候故村役人へ相懸リ精々及掛合候得共是又等閑ニ仕一切將明

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍(足立)

不申尤頼母子連中よりハ私共兩人持加入筋手取銀差押一切相渡不申其上私共より連中へ差入候証文引戻し難相成甚以難渋至極奉存候右様銀談出入奉掛御苦勞候段奉恐入精々掛合仕度存候得共連も下方対談ニ而ハ埒明不申無捫御訴訟奉願候 何卒以御慈悲相手市郎右衛門并村役人被召出掛ケ辰元利無滞御勘定仕候様被仰付被下置候様奉願上候則証文写并ニ勘定書別紙奉差上候乍恐右願之通被仰付被下置候ハハ難有仕合奉存候 以上

嘉永三年十一月日

浅茂川村 九 兵 衛

同 村 利 助

同 村 庄屋付添 弥 三 右 衛 門

右の如く講銀回収の訴訟を起こしているのであるが、この事件は次の「為取替一札之事」の文書によつて落着
している。

為取替一札之事⁽³⁾

一、合銀壹貫九拾四匁四分

助右衛門結頼母子掛
銀元利差滞御願辻

此 訊

三百五拾目

当時立銀

七百四拾四匁四分

取証人依挨拶了箇銀

都合

右者天保八酉年貴村方助右衛門発起頼母子式番口同九戌年私共取番相当翌亥年掛銀相務其翌年より溝講迄七ヶ年之間掛不足仕候ニ付度々之被及催促ニ候而茂銀子調達不仕候処此度御訴訟被申上奉恐入候然ル処 以御憐愍岩末村庄屋市右衛殿和田上野分庄屋助六殿兩人江下濟取証被仰付銘々共立入双方呼出始未承糺取証及挨拶ニ候処双方熟談内済事済被成下忝仕合ニ奉存候為後日済候一札為取替依而如件

嘉永三庚戌十一月

浅茂川村 理 助殿

同 村 九 兵 衛殿

同 村 庄屋 弥三右衛門殿

前書之通私共立入取証ニおよび 双方和談納得之上事済為仕候処無相違御座候為其致奥印候 以上

新庄村 本人 市 右 衛 門 印
同村 庄屋 与 左 衛 門 印

岩 木 村 庄屋

証人 市 右 衛 門 印

和 田 上 野 分 庄屋

同 断 助 六 印

以上の文書によつて、当時における九兵衛の頼母子講金融への利貸資本の投下と、その回収手段の一端を窺い知ることが出来るのである。

(四) 村落講への参加と致富

ここに村落講と称するのは、村民をもつて結成するところの頼母子講である。それ故、結成も村中の高持百姓すべてがその構成員になつたのである。

宮津藩では幕末に前後三回にわたつて、領民の高持百姓を対称に三百人講を村々で結成せしめ、幕末における貨幣経済の渦中にあつてあえぐ村民の財源融資に備え、窮乏突破をはかつていたのである。次にその例証をあげる。

(4) 証

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍(足立)

一、永五百貳拾貳匁四分三厘

小役米代見付高メ

一、同三百四拾五匁六分

当頼母子

一、同七百七拾匁也

十二年分 年貢

三口メ永壹貫六百三拾八匁三厘

内

永 貳貫五百五拾六匁五分五厘

古、三、百、人、講、當、り、銀、

〃 百三匁壹分五厘

新、三、百、人、講、當、り、銀、

〃 貳百六拾八匁壹分

酒代メ

指引永壹貫貳百八拾九匁七分七厘

返銀

右之返銀久左衛門殿廻シニ而此表無出入ニ相成申候也 以上

山中九兵衛殿

村

右の文書に記載された新・古三百人講は何れも村民をもつて結成した所の頼母子講である。しかして丹後国加悦谷機業地帯における当時の豪商杉本利右衛門が明治新政府に対し、三百人講の後始末を願ひ出た「口上覚」によると、此の三百人講は宮津藩が音頭をとり、強制的に村民の持高に依じて講銀を負担せしめ、藩庫もその幾口かを負担してこれを支配した所のものであり、村民が主体となつてその相互融資を目的としてはいるものの、

他面領民の貨幣をかき集めて藩庫空乏の危機を救わんとする宮津藩主の窮余の一策でもあった。

「口上覚」⁽⁵⁾

(前略) 新三百人講之儀者郷中籤數式百五拾本引請御高割ヲ以調達罷在候ニ付小前之者共江別段通帳不被下儀ニ御座候間：
何卒出格之御憐愍ヲ以御採用被成下候様奉願上候 以上

明治七年十月

丹後国与佐郡後野村 杉本利右衛門

豊岡県宮津御支庁

彼はその蓄積せる豊富な商業高利貸資本でもって藩財政・村落財政の困窮を救うと同時に、村落における政治的・経済的実権を一手に収め、村における支配権を確立するに至ったのである。

(ハ) 藩講への参加

近世の頼母子講は単に庶民・村落等においてのみ結成されたものではない。武士・領主等の支配階層においてもその行詰れる財政的危機弥縫の手段として、領内の豪農豪商を対称に種々の名目で講を結成し、これを強制的に加入せしめている。九兵衛が宮津藩主から三人扶持の御用聞に遇せられ、藩主から、たびたび上下、紋付等の下賜が行われているのも、全く彼の藩主に対する融資或は献金等に対する功勞の褒賞であった。次に彼の藩講への参加の例証をあげることにする。

「例証一」

七拾人講仕方帳⁽⁶⁾

一、人数七拾人立忘人分結金貳拾兩ヅツ初会金拾五兩ヅツ式会日より追々相減ジ迄ケ年ニ両度都合拾八ケ年滿講之事

近世後期における地方商業資本の發達とその活躍(足立)

一、毎会本籤当ハ金四百兩渡会渡シ之事

右籤当之方金貳拾兩ツツ満会まで元利済仕法之事

一、会度酒飯差出候事

一、初会并籤 金五拾疋ツツ

四拾人江渡し

一、貳会目より以後満会迄花籤銀四匁宛

四拾人江渡し

結 七拾人立 啓人分ニ金貳拾兩ツツ

壹 金四百兩宛二人江相渡 七拾人 啓人分金拾五兩ツツ

貳 右同 断 実六拾八人金拾四兩三分宛、空貳人金貳拾兩宛

三 右同 断 実六拾六人金拾四兩貳分ツツ、空四人金貳拾兩宛

.....

三五 右同 断 実貳人、懸金なし、空六十八人金貳拾兩ツツ

右四百兩渡シ金之外ニ満会之節金四拾兩ツツ七十人江相渡し可申候

右仕法之通相違無之候 以上

宮津元ノ所

京都産物用場

勘定元 山本藤兵衛

初会壹枚分

一、金貳百四五十疋

膳料、焼物料共

一、金貳百疋

菓子料

右之外ニ当より酒飯指出し候事

不參人江右之外ニ

一、金百疋

酒飯料指出し候事

式会目より滿講迄壹分

一、金百五十疋

膳料・焼物料共

右之外ニ当より酒飯指出し候事

不參人江右之外

一、金五十疋

酒飯料指出し候事

右の講において九兵衛は「三口、老人前七歩五厘宛」を四人で引請けている。この七十人講は掛金が次第に減少し、廿六会目から全くなくなっている。強大な商業・高利貸資本を所持していた彼はかかる藩庫空乏の危機救済のを目的とする講へ、扶持商人・御用聞商人と強制的に加入させられたのであった。

〔例証二〕⁽⁷⁾
党

三月三日受取

一、金三十三両貳分

積立講御下ケ

一、金百六十六両貳分

メ貳百兩

新講掛銀

西三月三日

山中九兵衛殿

荒木六兵衛

宮津藩ではその藩財政の危機を救わんとして数多くの積立講を結成し領内の、御用聞を強制的に加入せしめ、彼等の間に蓄積された商業資本・高利貸資本を極力利用せんと努力しているのである。

次に領内の御用聞即ち扶持商人四十名に強要し、結成参加せしめた御積金講仕法をあげ、その結成の目的が何処にあつたかを明かにすると凡そ次の如くである。

御積金講仕法⁽⁸⁾

海防御手当者勿論近來諸国不慮の天災度々有之候ニ付而ハ非常之御手当金并ニ御転屋被成度思召御手許を始御省略者被極候得共近來引続重々御物入多御新借も相増候折柄別段御貯置可被成御猶予も無之乍併此儘ニ而ハ非常御備金御出来難くも被存万一火危御臨時御出来之節御差支之程も難斗候而無御抛五ヶ年之間左の書だし通り積金講御企可被成候間一同出稽いたし速ニ被懸候様御頼之事

とあり、山中九平は上・中・並の三御用聞衆中の並御用聞廿三人の一人としてあげられているのである。

彼のかかる藩講への参加によつて、彼が如何に領主経済と緊密な關係に立ち、御用聞商人、扶持商人として如何に活躍していたかの事実を窺うことが出来るのである。

〔例証三〕⁽⁹⁾
覚

一、銀六百六十五匁四分九厘

右之通御融通講御下銀為持申上候 御受取可被成候 以上

戊申二月廿二日

浅茂川村

九兵衛様

油屋 六 兵 衛

「例証四」

覚⁽¹⁰⁾

丑正月

一、銀拾五貫匁

御講掛銀 壹本半

内

三貫八百七十六匁

子四月調達銀

壹貫九百三十八匁

子十二月同断

貳貫三拾壹匁貳分五厘

丑四月 同断

〆七貫八百四拾五匁貳分五厘

差引七貫百五拾四匁七分五厘

内三貫五百五拾四匁

五月廿五日 納メ

壹貫貳百匁

六月十三日 納メ

壹貫貳百匁

七月十一日 納メ

壹貫貳百匁

八月十三日 納メ

都合

右之通被仰出候間無遅滞御調達可被成候

以上

丑五月十九日

油屋 六 兵 衛

近世後期における地方商業資本の発達とその活躍(足立)

一〇五 (三八三)

浅茂川村 九兵衛様

例証三、四は何れも彼が藩の講に参加し、或は調達銀による藩貸を行い、或は講銀によつて藩に融通している事実を示したものである。

㊦ 家中講への参加

宮津藩における幕末における財政的危機は、ひとり藩主にかぎらず家中の武士層にも及んでいた。即ち、武士達もその家計の赤字を頼母子講によつて切抜けんとしたのである。そしてその対称となった講員はいずれも富裕なる御用聞商人であり、扶持商人であつた。即ち次の如き例が見られる。

「例証一」 覚⁽¹¹⁾

一、銀百匁

右者松井様頼母子掛銀正ニ受取申候 以上

寅四月十八日

油屋 六 兵 衛

浅茂川村 九兵衛様

「例証二」 覚⁽¹²⁾

一、金百匁

右者御屋敷様御講銀として相改正に受取申候 以上

未七月廿日

油屋 六 兵 衛

浅茂川村 九兵衛

以上の如く彼はその商業・利貸資本を、当時金融機関として盛んに利用された頼母子講に参加投入することに
おいてその増殖を図つたのと見ることが出来るのである。

更に彼が藩の結成する講への強制的な参加はその蓄積せる豊富なる商業・高利貸資本の収奪と利用の機会を藩
主に許した事になったが、反面その融資活動を通じて藩権力及び武士階層の懐深く這入り込んでこれと抱合し、
これを利用する機会を獲得し、彼として益々扶持商人、特権的商人としての地位を拡大強化せしめる結果となつた。
なお署名人の油屋六兵衛は荒木六兵衛と同一人で、宮津在住の郷宿商人であり、藩の御用達商人として相当の
権限をもつていた人物である。

(1)(2)(3)(4)山中九兵衛家所蔵文書

(5) 京都府与謝郡加悦町杉本利右衛門家所蔵文書

(6) 山中九兵衛家所蔵文書

(7) 右 同

(8) 前掲 杉本利右衛門家所蔵文書

(9)(10)(11)山中九兵衛家所蔵文書

六 び す び

凡そ商業資本と産業資本との関係を論ずるにしても貨幣経済と土地経済の矛盾とその展開を問題とするにして
も、先ずもつて当時における商業資本の在り方を正確に認識することが必要である。ところが商業資本の研究も
所詮は個々の商家の丹念な経営史的研究に進まなければならぬ。かかる観点から以上丹後国浅茂川商人の

うち、中山九兵衛家の商業資本の発達と、その活躍について究明して来たのであるが、その商業資本蓄積の過程は九兵衛の意欲が都市商業資本の支配から離脱し、より大なる収益を納めんとする藩権力と一致してこれと結合し、宮津藩の国産丹後縮緬を中心とする商品取引に成果をあげ、その商品生産に従事する農工民を支配することによって蓄積がなされたのである。かくて蓄積された商業資本は更に田畑の兼併に投資され、或は大名・武士・村・庶民への利貸資金として転用され、高利貸資本の蓄積をかさね、それが更に商業資本に転じて彼の間屋制家内工業面に投ぜられるといった過程を経て、雪達磨式に資本の蓄積が増大して行つたのである。

殊にかかる商業資本の封建勢力たる大名財政への食い込みは、封建勢力の制圧となつて現われては、その没落を促がし、農工民の制圧となつて現われては、封建的農村の分解を促す結果になつた。かくて封建社会において最も賤視された商人が実際上は第一の実力をもつに至つたのである。論述した如く山中九兵衛は表面上は三人扶持・御用聞次の待遇をうけ、領主から種々の品物を下賜されているが、かかる待遇を与えているところに彼の商業資本の力を藩主においても重視せざるを得なかつた事実が看取される。かかる事情によつて整然たる身分制度は、貨幣によつて動かされ、封建社会の鉄則たる士・農・工・商の身分階級は無実となり、封建的支配体制は地方商業資本の生長発展により根底からゆり動かされ、明治維新へと移行していくのである。